

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月23日

千葉県知事 殿

提出者

〒102-8566

住 所 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル

氏 名 岩田地崎建設株式会社 東京支店

取締役常務執行役員支店長 山崎 智生

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6261-1583

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岩田地崎建設株式会社 東京支店
事業場の所在地	東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル (現場：千代田)
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合建設業
②事業の規模	完成工事高 217億8259万円 (東京支店)
③従業員数	183名 (東京支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 施工計画書・施工要領書・手順書等に廃棄物の発生・排出抑制に関する計画を策定し実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 受注高により産業廃棄物の発生量に増減があるが、工事施工においては、廃棄物の発生・排出抑制に関する計画を策定し実施する。なお、計画に際しては、下記事項について考慮する。 ・廃棄物の発生が少ない工法の検討 ・梱包材の簡略化 ・無駄のない加工及び組立 ・余剰資材の少ない搬入計画		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・分別例：廃プラ、木くず、金属くず、コンがら、アスがら、廃石膏ボード、等（その他、施工場所のスペースに応じて実施） ・現場内に廃棄物ストックヤードや分別ボックスを設置し、種類毎に標示板を掲示して分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・分別例：汚泥、廃プラ、木くず、金属くず、コンがら、アスがら、廃石膏ボード、等（その他、施工場所のスペースに応じて実施） ・建設工事の特性から、廃棄物の種類は工事内容や工法により異なるが、分別可能な廃棄物については、今後も上記同様、分別を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行った産業廃棄物はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) 自社では中間処理は行っていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

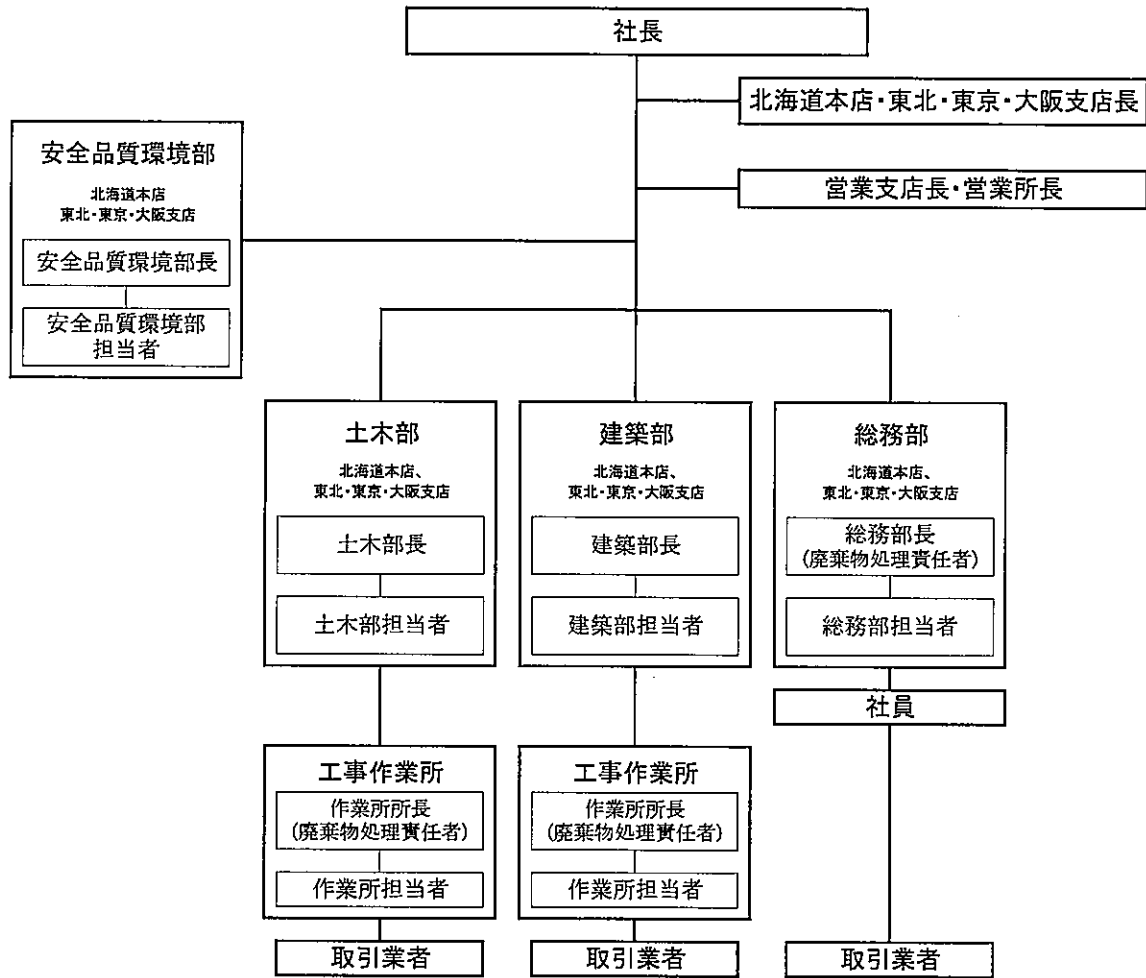
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 自社では埋立処分及び海洋投入処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・適正な産業廃棄物の処理委託契約を行うため、「建設廃棄物処理委託契約書 確認書」を活用し、事前の確認を行っている。 ・産業廃棄物委託契約書の電子契約についても、店社の事前確認を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な産業廃棄物の処理委託契約を行うため、「建設廃棄物処理委託契約書 確認書」を活用し、事前の確認を行う。 ・優良産業廃棄物処理業者認定制度において認定された、収集運搬業者並びに処理業者との委託契約を推進する。 ・その他、「多量排出事業者の産業廃棄物処理計画」(別添)に従い、適正に処理を行う。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

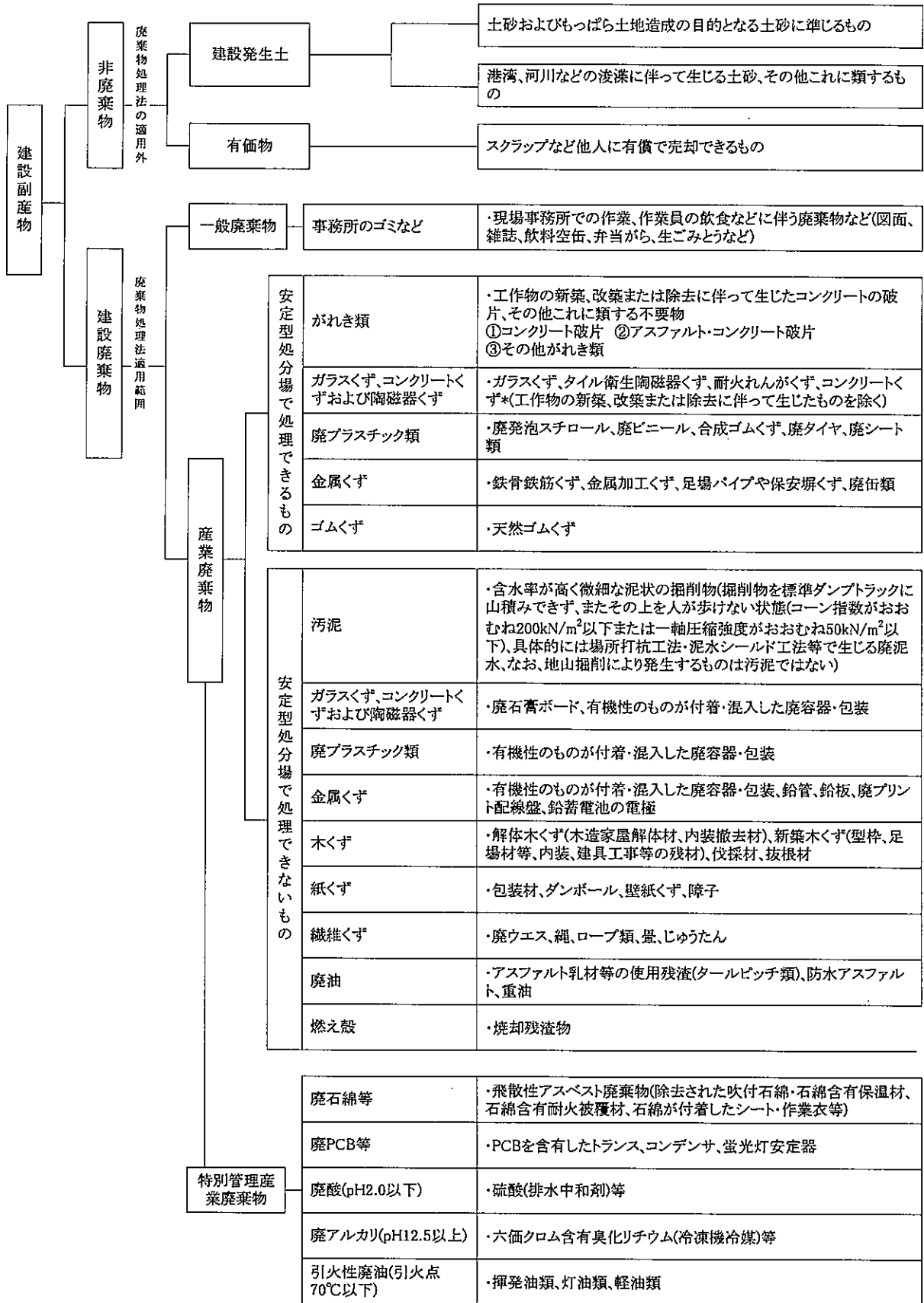
資料-1 産業廃棄物の処理に関する管理体制



産業廃棄物処理の処理に関する管理体制における部署・工事作業所の主な役割

土木部・建築部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員・取引業者の教育・啓発 ・産業廃棄物対策に関して、作業所実務の支援、指導 ・「建設廃棄物処理委託契約書」の記載内容及び添付書類の確認 ・産業廃棄物管理票の交付管理 ・産業廃棄物の処理実績及び産業廃棄物管理票の交付状況の集計 ・建設廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票の保管
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員・取引業者の教育・啓発 ・オフィス内で産業廃棄物が発生した場合の処理実績の集計 ・集計報告に基づく自治体への実績報告 (安全品質環境部の代理報告が必要な場合)
安全品質環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員・取引業者の教育・啓発 ・産業廃棄物対策に関して、作業所実務の支援、指導 ・集計報告に基づく自治体への実績報告 ・環境マネジメントシステムによる産業廃棄物対策の検討
工事作業所	<ul style="list-style-type: none"> ・取引業者の教育・啓発及び監督、指導 ・廃棄物の発生・排出抑制、再生利用、適正処理等に関する計画の策定 ・産業廃棄物処理委託業者の選定及び契約の締結 ・産業廃棄物管理票の管理 (処理状況の確認) ・産業廃棄物の処理実績及び産業廃棄物管理票の交付状況の集計 ・建設廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票の提出

資料-2 建設工事から発生する主な副産物 (参考文献「建設副産物リサイクルの手引き(第10回改訂版)」)



資料-3 産業廃棄物の一連の処理工程

※個々の建設工事の内容により、処分フローが異なるため、建設廃棄物等の代表的（一般的）な処理・処分を以下に示す。

